

平成 29 年度第 1 回愛南町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 29 年 8 月 25 日（金）午後 2 時から 愛南町役場本庁 2 階 第 1 会議室	
出席委員氏名	委員 尾崎 亘宏（元愛媛県建築住宅課技幹） 委員 増田 裕（税理士） 委員 青木 千之（元愛南町監査委員） 委員 松本 宏（弁護士）	
審議対象期間	平成 28 年 1 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日	
抽出案件	3 件及び随意契約全般	（備考）
一般競争入札	2 件	抽出の考え方 無造作に案件を抽出。（青木委員が案件を抽出。）
指名競争入札	1 件	
随意契約	全般	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	質問・意見	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

別紙

意見・質問	回 答
<p>議題 1 H27・28 年度愛南町入札契約状況について</p> <p>・特になし</p> <p>議題 2 抽出事業の審議について 【随意契約全般】</p> <p>・随意契約での執行は、制度上も認められているが、今回の抽出対象工事、全 194 件のうち、約 76%にあたる 147 件が随意契約で執行されている。件数が多いと考えるが如何に？また随意契約で執行した妥当性は？</p> <p>【指名競争入札】 御荘文化センター舞台吊物機構設備工事</p> <p>・指名業者 4 社のうち半数が辞退した理由についてどのように考えるか？</p>	<p>・年度によって、発注件数の多寡はありますが、例年、全発注件数の 7 割強を随意契で執行しているのが現状です。</p> <p>本町のような小規模な基礎自治体では、地区からの要望による簡易な修繕・改修工事などが多く、結果として設計金額が 130 万円以下となる少額（随意契約対象）工事の発注が多くなっているのではないかと推測します。</p> <p>随意契約は、競争入札に比べて事務手続きが簡易で、かつ短期間で契約締結できるといったメリットがありますが、本来競争入札で発注すべき工事を安易に分割し、随意契約にて執行すること等がないよう今後も適正な発注に努めてまいります。</p> <p>・指名競争入札における入札辞退は、入札者の意思として何らの制限もなくこれを認めることとされており、辞退した理由も特に聞取り等</p>

<p>・辞退した 2 社は今回が初めての指名だったのか？</p> <p>【一般競争入札】 内海中・御荘中普通教室空調設備新設工事及び 城辺中・一本松中普通教室等空調設備新設工事</p> <p>・空調設備の新設を 2 工事に分割発注した理由は？なぜ一括発注としなかったのか？</p>	<p>を行っていないため、今回なぜ辞退したのか理由は定かではありませんが、技術者を確保できない等、別工事との兼ね合いによりに辞退せざるを得ないという状況があったのではないかと推測します。</p> <p>・初めてではありません。 平成 23 年度に同文化センターの舞台吊物機構設備工事に今回と同じ 4 業者を指名しています。その際は、全 4 者から応札がありました。今回も同様の工事であり、応札を期待して指名業者として選定したものでございます。</p> <p>・当事業は、町内の中学校、全 4 校に合計 24 台のエアコンを設置するものです。 エアコンは、児童が毎日授業を受ける普通教室にも設置することとしており、安全性を考慮すると、夏休み期間中に施工するのが最も望ましいのですが、一括して発注し、1 業者が落札した場合、24 台ものエアコンを設置する作業であること、また、施工範囲が町内全域と広範囲にわたることから、夏休み期間中に竣工せず、工事完成が新学期にずれ込む恐れがありました。このことから工期短縮を図るため、分割発注としたものです。</p>
---	--

議題3 その他

- ・特になし